

令和 8 年 6 月 2 5 日開催

令 和 8 年

第 6 回

函館市農業委員会総会

議 事 録

函館市農業委員会

令和8年第6回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年6月25日(木) 開会 14:00 閉会 14:30

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	菅原秀樹	5番	八戸千修
1番	川村稔	6番	山田美代子
3番	佐藤勉	7番	近江政夫
4番	大槻寅男	9番	西浦克彦

以上8名

4 事務局出席者

局長	鹿磯純志	主任主事	日向彬
課長	青木慶太郎	主事	小笠原康太
主査	奥野秀光		

以上5名

5 付議事項

議案第1号 土地の現況証明書の交付について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

報告第1号 会長の専決処分の報告について(土地の現況証明書の交付について)

開会 14:00

議長（菅原職務代理者）

本日の欠席委員について、立蔵会長、中村事務局次長が欠席となっておりますのでお知らせいたします。

議長につきましては、私が代理として務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまより、令和8年第6回農業委員会総会を開会いたします。

まずはじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員はご起立願います。

函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案4件、報告1件、計5件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1, 議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、1番川村委員、3番佐藤委員、両名を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

次に、日程第2, 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（鹿磯局長）

議案書の3ページをお開き願います。

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が6件あったことから、審議を求めるものでございます。

4ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は1筆78平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、6月18日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は、2筆合計千30平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、6月18日現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

6ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は、1筆5千66平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、6月18日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

続きまして、7ページをお開き願います。

番号4についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は2筆420平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、6月18日現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

8ページをお開き願います。

番号5についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は1筆千950平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、6月18日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

続きまして、9ページをお開き願います。

番号6についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は1筆450平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、6月18日現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

以上でございます。

議長（菅原職務代理者）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番山田委員からご報告願います。

6 番（山田委員）

議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」の現地調査結果ですが、この案件について、八戸委員、近江委員と私の 3 名と、事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号 1 について、申請地は狭隘な土地であり、耕作によらず雑草が繁茂し、灌木類が育成した原野状態でありました。

番号 2 について、申請地は 2 筆とも耕作によらず雑草が繁茂し、灌木類が育成した原野状態でありました。

番号 3 について、申請地は耕作によらず雑草が繁茂した雑種地状態でありました。

番号 4 について、申請地は 2 筆とも耕作によらず雑草が繁茂した雑種地状態でありました。

番号 5 について、申請地は、根株が全体に点在する雑種地状態でありました。

番号 6 について、申請地は、根株が全体に点在する雑種地状態でありました。

以上、議案第 1 号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（菅原職務代理者）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について願い出のとおり証明することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（菅原職務代理者）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第 3，議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

本件にかかわって、番号 3 および番号 4 は 4 番大槻委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで、議事の流れですが、まず、番号 1 および番号 2 を全員で審議し、続いて、

番号3および番号4を議事参与の制限に該当する大槻委員にご退室いただいたうえ審議したいと考えております。

このような進め方でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長（菅原職務代理者）

それでは、そのように進めさせていただきます。

では、はじめに、番号1および番号2を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（鹿磯局長）

議案書の10ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、2件の所有権移転および2件の賃借権設定の許可申請があったので、審議を求めるものでございます。

11ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示は、12ページの別紙記載のとおりで面積は、5筆合計1万3千945平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の安定となっております。

なお、このページの下段が箇所図、13ページが調査書となっております。

議案書の14ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は、3筆合計3千958平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の安定となっております。

なお、このページの下段が箇所図、15ページが調査書となっております。

以上でございます。

議長（菅原職務代理者）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番山田委員からご報告願います。

6 番（山田委員）

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」番号 1 および番号 2 に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号 1 および番号 2 について、農地の賃借権設定に対する判断基準の要件について申請書に基づき、借主の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第 2 号、番号 1 および番号 2 についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（菅原職務代理者）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」のうち番号 1 および番号 2 を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続いて、番号 3 および番号 4 を議題といたします。

それでは大槻委員はご退室願います。

（大槻委員退室）

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（鹿嶋局長）

16ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は1筆991平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、17ページが調査書となっております。

18ページをお開き願います。

番号4についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は、1筆2千975平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、19ページが調査書となっております。

以上でございます。

議長（菅原職務代理者）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番山田委員からご報告願います。

6番（山田委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号3および番号4に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号3および番号4について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について申請書に基づき、譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第2号、番号3および番号4についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（菅原職務代理者）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち番号3および番号4を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

大槻委員は入室願います。

（大槻委員着席）

次に、日程第4、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（鹿磯局長）

議案書の20ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第5条の規定により、農地転用許可申請書の提出が2件あったことから、審議を求めるものでございます。

21ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は、2筆合計59.73平方メートル、農地区分は第2種農地で、函館市地域計画は区域外、権利の内容は所有権、計画内容は、農業用倉庫の管理敷地としての使用となっております、所有者および転用者の住所・氏名は、記載のとおりでございます。

転用理由についてですが、転用者の事業拡大に伴い、建設した農業用倉庫が隣地と近接しており、管理に必要な敷地として使用するため、申請地を転用するものでございます。

なお、このページの下段が箇所図、22、23ページが調査書となっております。

24ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は1筆661平方メートル、農地区分は第2種農地で、函館市地域計画は区域外、権利の内容は所

有権、計画内容は、資材置場としての使用となっております、所有者および転用者の住所・氏名は、記載のとおりでございます。

転用理由についてですが、転用者は耕作地が市内に点在しているため、事業拡大に伴い、自宅、農業用倉庫近隣に農業用トラック、機器の駐車場所および大型コンテナ等の農業用資材置場を設置することにより、農作業の効率化を図るために、申請地を転用するものでございます。

なお、このページの下段が箇所図、25、26ページが調査書となっております。以上でございます。

議長（菅原職務代理者）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番山田委員から、ご報告願います。

6番（山田委員）

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」番号1および番号2に係る現地調査結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や現地を確認し、申請内容について事務局から説明を受けました。

申請内容は既存の農業用倉庫の管理敷地としての転用許可申請であり、当該農地は函館市立赤川中学校の東北約300メートルに位置する、孤立したおおむね5ヘクタール未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断し、ほかに代替地も認められず、立地基準および転用面積等の一般基準について、調査委員3名が確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

番号2について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や現地を確認し、申請内容について事務局から説明を受けました。

申請内容は、農業用トラック、機器の駐車および農業用資材置場としての転用許可申請であり、当該農地は、函館市立赤川中学校の東北約300メートルに位置する孤立したおおむね5ヘクタール未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断し、ほかに代替地も認められず、立地基準および転用面積等の一般基準について調査委員3名が確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第3号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（菅原職務代理者）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（菅原職務代理者）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について「許可相当と認める」との意見を付し、申請書のとおり北海道へ報告することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（菅原職務代理者）

異議なしと認め、許可相当として報告することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（鹿磯局長）

議案書の27ページをお開き願います。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案2件について、審議を求めるものでございます。

この促進計画でございますが、番号1の出し手から番号2の受け手への計画を、まとめてご説明申し上げます。

28ページをお開き願います。

番号1および2についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は、1筆5千325平方メートル、権利を移転する者、受ける者は、記載のとおりで、権利の種類は、所有権でございます。

利用目的は畑、所有権移転の時期、対価等は記載のとおりでございます。

なお、29ページが箇所図および調査書となっております。
以上でございます。

議長（菅原職務代理者）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番山田委員からご報告願います。

6番（山田委員）

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」番号1および番号2に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1および番号2について農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく判断基準について、申請書に基づき、農地の効率的な利用、農作業に常時従事する者に関し、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第4号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（菅原職務代理者）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件の計画内容についてご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（菅原職務代理者）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。本件について、適正な計画と認め、原案について意見無しと決定すること、また、北海道農業公社からの認可申請に対する認可その後の速やかな公告についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（菅原職務代理者）

異議なしと認め、原案のとおり意見無しとし、認可およびその後の速やかな公告について決定することといたします。

次に、日程第5，報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（鹿磯局長）

議案書の30ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が4件あったことから「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

31ページをお開き願います。

このページの番号1から34ページの番号4まで、市街化区域1件、区域外2件および市街化調整区域転用済み1件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、全て農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（菅原職務代理者）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

最後に、その他ですが、3点お話がございます。

1点目ですが、会長の会議出席報告でございます。

6月1日に北海道選出国會議員要請集会、翌2日に令和8年度全国農業委員会会長大会がともに東京都で行われ、会長と事務局次長が参加しております。

本日会長が欠席しておりますので、事務局にその内容を報告させます。

事務局（鹿磯局長）

会長の会議出席報告でございますが、去る6月1日から2日にかけて、東京において

渡島地方連として、北海道選出国會議員要請集会に参加し、議員会館に赴き向山代議士への要望を行い、令和８年度全国農業委員会会長大会へ参加いたしました。

向山代議士からは、水田政策の見直しについての情報提供、消費税減税による農業者への影響、農業予算の確保、中東情勢による資材不足等への政府の対応などについてお話がありました。

本日は会長が不在のため、内容については、改めまして、本日参加している北海道農業会議総会の内容とともに、７月の総会において報告いたします。

以上でございます。

議長（菅原職務代理者）

ありがとうございます。

２点目ですが、６月１日月曜日に実施しました農地パトロール調査の結果について推進委員から報告がありましたので、事務局に内容を説明させます。

事務局（鹿磯局長）

それでは、農地パトロール調査の結果報告について、ご説明申し上げます。

本調査は、６月１日月曜日、旧亀田地区を対象に、松浦推進委員、松岡推進委員、山口推進委員の３名と事務局職員により実施しており、調査結果については「把握できる調査範囲内で確認した結果、無断転用などの事例は見受けられなかった。」との報告内容でございます。

以上でございます。

議長（職務代理者）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

３点目ですが、議案の締め切り日は、農地バンク関連は令和８年６月２９日月曜日農地法関連は令和８年７月６日月曜日となっております。

私からは、以上ですが、他に各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会 １４：３０

以上，会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議 長 菅 原 秀 樹

署 名 委 員 川 村 稔

署 名 委 員 佐 藤 勉